

創価学会の御本尊授与に関する法門上の見解

日蓮正宗・青年僧侶改革同盟 1993/09/20 (聖教新聞)

私ども日蓮正宗改革同盟、青年僧侶改革同盟の全員は以下に示す六項目の「法門上の見解」に基づき、創価学会がこのたび日寛上人の御本尊を会員の方々に授与し、広宣流布を進めることについて、全面的な支持を表明するものであります。

一、創価学会こそ、広宣流布を目指す仏意仏勅(ぶついでぶつちやく)の唯一の和合僧団であり、「僧宝」の意義の上から、御本尊授与の資格を有する。

日蓮大聖人は『観心本尊抄』において、「当(まさ)に知るべし此の四菩薩折伏を現する時は賢王と成つて愚王を誠責(かいしゃく)し摂受(しょうじゆ)を行ずる時は僧と成つて正法を弘持す」(御書二五四ページ)と御教示されている。日寛上人は『本尊抄文段』で当文の意を釈され、「賢王の折伏」とは「化儀の折伏」で、「順縁(じゆんえん)広布の時」を指し、「僧の弘持」とは「法体(ほつたい)の折伏」であり、この「僧」が日蓮大聖人の御事であると会通(えつう)された。

日蓮大聖人は御生涯の御化導(ごけどう)を通じて出世の本懐たる三大秘法の大御本尊を顕示(けんじ)遊ばされた。すなわち、末法下種の法体をはじめて弘通されたのであり、それはそのまま一切の権門の理を破折したことになる。ゆえに、これを「法体の折伏」と称するが、法体の御本尊を示されることが主眼となり、広く民衆に法体を受持せしむるのはむしろ後世の課題となるため、『本尊抄』では御自身の御化導を「摂受」と仰せられたのである。そこで、今はまだ時来らずと思(おぼ)し召(め)され、御化導の究極の目的であられた御本尊流布による民衆救済は、「順縁広布の時」の民衆の指導者に委託されたと拝される。なれば、自ら「順縁広布の時」を作り、至難の御本尊流布を敢行(かんこう)し、多くの民衆を現実不幸の底から救ってきたのは、創価学会以外に断じてない。ゆえに、創価学会こそ「賢王」の団体であり、仏勅を受けた「地涌の菩薩」の集いに他ならないのである。

有縁の歴代上人は、学会の不可思議な因縁と使命を深く賛嘆された。すなわち、死身弘法の殉教(じゆんきやう)の道を歩まれた牧口初代会長を、日亨(にちこう)上人は「通俗の僧分をも超越(ちやうえつ)」と称えられ、日淳(にちじゆん)上人は「生来仏の使であられた先生が、法華によつて開顕し、その面目を発揚(はつやう)なされた」(『日淳上人全集』二九六ページ)と、最大の賛辞を惜しまれなかった。また、戸田第二代会長についても日淳上人は「妙法蓮華經の五字七字を七十五万として地上へ呼び出したのが会長先生だと思います」(同三五七ページ)と述べられ、さらに先師日達上人は池田名誉会長に関して「池田会長は四菩薩の跡を継ぎ、折伏の大將として広宣流布に進軍しております」と、ともに地涌の菩薩の將たる深意を認められている。

以上の御書の御文や歴代上人の指南に照らし、また何よりも現実の世界広布の実証に照らし、創価学会は本来、単なる日蓮正宗の一信徒団体ではなく、御本仏に直結した独自の「一大和合僧団」であることは疑う余地がない。日達上人は、「一大和合僧団創価学会に対し 実にもあれ不実にもあれ謬見(びゆうけん)を懐(いだ)き謗言(ぼうげん)を恣(ほしいまま)にする者ありとせば 其籍(せき) 宗の内外に在るを問はず 全て是(こ)れ広布の浄業を阻礙(そがい)する大僻見(びやくけん)の人 罪を無間(むげん)に開く者と謂(い)ふべし」(昭和三十八年七月十五日付)と宗内一般に「訓諭(くんゆ)」されている。

また、日蓮正宗が日頭の悩乱によって完全なる邪教と化した今日、一大和合僧団・創価学会は唯一、御本仏の正統の法脈を受け継ぐ団体であるゆえに、仏法僧の「三宝(さんぼう)」のうちの「僧宝」の徳を有すると考えるべきである。

もとより「僧宝」とは、別して日興上人御一人であられる。しかしながら、総じての立場で言えば、全ての僧俗は信心・行躰(ぎょうたい)の如何(いかん)によって、「僧宝」の一分に加えられる。とすれば、真の和合僧団・創価学会にこそ「僧宝」の意義が存することは、未曾有(みぞう)の世界広布の歴史が、おのずから証明するところである。

そもそも「僧(サンガ)」という仏教語は、出家者の個々を指す言葉ではなく、出家・在家の「四衆(しじゆ)」が和合した集団全体を意味していた。釈尊の時代、教団における全ての決定は教団の総意で行われてきた。ゆえに、その教団の存在自体が重視され、三宝の一つとして、その「つどい」が「僧宝」に位置付けられていた。すなわち、釈尊の時代の三宝帰依(きえ)の原形となる言葉を見てみると、「わたしはブツダに帰依します。法に帰依します。つどいに帰依します」(『ゴータマ・ブツダ』一巻、中村元 五六六ページ)と訳されており、「僧宝」の原義は信仰する者の「つどい」であった。ところが、中国に仏教が伝来してから、「つどい」を意味する「僧」が、いつしか個人の比丘の名称として、呼ばれるようになったのである。

しかれば、別して「僧宝」であられる日興上人の「未だ広宣流布せざる間は身命を捨て随力弘通を致す可(べ)き事」(御書一六一八ページ)との御精神のままに、ひたすら広宣流布に生き抜いている真の和合僧団・創価学会こそ、現時において唯一「僧宝」の意義と資格を有するのである。さらに、和合僧団の原義は前段のごとく在家・出家の「四衆」にわたるものであり、学会と、広宣流布の使命と戦いを共有する私どもも改革同盟の僧侶も、その一員であると自覚している。そうした意義から、創価学会が唯一の和合僧団の自覚において御本尊の授与という「法体」の弘通を行うことは、「僧宝」として「令法久住」の使命を果たすことにも通じ、御本仏大聖人・日興上人の御心に適(かな)う浄業(じょうぎょう)と私ども一同、堅く信ずるものである。

一、日顕には「信心の血脈」はなく、もはや御本尊に関する資格を失った。

従来「血脈」に関して、宗門では様々な表現が存在したが、今回「血脈付法」の法主であるはずの日顕が広布破壊の仏敵(ぶつてき)と化した事実により、大聖人が「信心の血脈」(御書一三三八ページ)と仰せのように、改めて「血脈とは「信心」以外の何物でもない、という真相が明らかになった。日興上人は「信と云ひ血脈と法水と云ふ事は同じ事なり」(『富士宗学要集』一一七五ページ)と明示されている。そこで、事態の本質を明瞭(めいりょう)にするために、大聖人の仏法の本義の上から、いわゆる「相承(そうじょう)」「相伝(そうでん)」と「血脈」の弁別(べんべつ)を明らかにすべきである。前者は主に法門の授受を中心とした相続行為である。今、日顕が六十七世法主の立場を主張する時には、この「相承」「相伝」を受けたことを意味する。これに対して、「血脈とは「信心」の次元の問題である。換言(かんげん)するなら、大聖人と自分自身の「師弟」の問題である。たとえ形だけは歴代法主の地位にあっても、ひとたび「信心」「師弟」を見失えば、たちまち「血脈」は断絶する。宗門の歴史をひもとくと、日精のような造仏の謗法を犯した法主もいれば、日寛上人のように令法久住に挺身(ていしん)した法主もおられ、全ての法主が「正師」であるとはいえないのが実情である。それゆえ、日興上人は「時の貫首(かんず)為りと雖(いえど)も仏法に相違して己義を構えば之を用可(べ)からざる事」(御書一六一八ページ)、「貫首或(あるい)は習学の仁に於ては設(い)一旦(いつたん)の姦犯(ようはん)有り」と雖(いえど)も衆徒(しゅうと)に差置(さしお)く可(べ)き事」(御書一六一九ページ)と、もし法主が大聖人との「師弟」の道を踏み外し、誤りを犯した場合、周囲が遠慮なく戒(いまし)めるよう、厳しく御指南されているのである。仏教史を概観しても、仏法の正邪を判定する基準は、詮(せん)ずるところ仏に直結する「信心」に裏付けられた思想と行動があるかないかであり、これがあって真の「血脈」といえるのである。決して「相承」の有無ではない。事実、大聖人が「正師」と呼ばれた方々は、およそ、おのおのの時代における既成仏教の座主(ざす)の系譜に、名を連ねられることはなかった。羅什三蔵(らしゅうさんぞう)も、天台大師も、あるいは伝教大師にしても、皆「相承」の権威にはよらず、どこまでも経文の「道理」と自身の「行動」によって教主・釈尊に直結し、独自に正法正義を立てられた。「相承」の現実には、インドの付法蔵(ふほうぞう)のように二十四人で「断絶」したり、日本天台宗のように途中で「邪教化」したりしていたからである。

日蓮大聖人も、「師の口より伝うる人必ずあやまりなく後にたづね・あきらめたる人をろそかならば経文をすてて四依(しえ)の菩薩につくべきか、父母の譲り状をすてて口伝(くでん)を用ゆべきか、伝教大師の御釈無用なり慈覚大師の口伝真実なるべきか」(御書一二五八ページ)と「相伝」の有謬性を鋭く喝破(かつぱ)されている。

ところが、現宗門は「相承」「相伝」と「信心の血脈」を混同し、一方では、いたずらに法主の地位を絶対化するとともに、他方では「信心の血脈」を失ったのである。その結果、日顕は法主の絶対性を利用して、未曾有の広宣流布を成し遂げた仏勅(ぶつちよく)の団体・創価学会を不当に「破門」した。つまり、実質的に広宣流布を「否定」したのである。およそ血脈相承の根本目的が広宣流布にあることは、宗祖大聖人から第二祖日興上人への付嘱書に「時を待つべきのみ」(『身延相承書』御書一六〇〇ページ)とあり、日興上人から第三祖日目上人への付属書に「広宣流布を待つべきなり」(『日興跡条条の事』『富士宗学要集』五一一八ページ)とあることから明白である。広宣流布こそ大聖人が後世の弟子に託された絶対の御遺命であり、法主のあらゆる権能は「広宣流布への信心」を大前提に、宗祖大聖人から委託されていると考えるべきである。とするならば、広宣流布の「道」を踏み外すことは、即「信心の血脈」の断絶を意味する。ましてや、日顕のような広宣流布の断絶を願う法主に、大聖人からの「血脈」が流れている道理など、一分もない。加えて、「血脈」を法主一人が独占することは、『生死一大事血脈抄』に「一切衆生に法華経を信ぜしめて仏に成る血脈を継(つ)がしめん」(御書一三三七ページ)と仰せになり、一切衆生に成仏の道を開かれた大聖人の「血脈」の本義にも反する。さらに、個々の学会員ははまだ「信徒」と言いながら、一方で御本尊下付を停止している宗門の行動は、完全に仏法の道理に反しており、この点で日顕は自ら御本尊に関する権能を放棄(ほうき)したに等しい。よって、創価学会を「破門」し、御本尊下付を停止したことにより、日蓮正宗の法主・日顕に「信心の血脈」は完全になくなり、必然的に日顕は御本尊を書写し授与する資格を失ったのである。

一、仏法の法義の上からいえば、法主が御本尊に関する権能を独占する根拠はない。

次に、「相承」の内容について述べれば、古来より法主だけが知る教義の秘伝とされてきた「相伝書」の類は、時代が下るにつれ内外に公開され、現代では広く印刷頒布(はんぷ)されて、全ての民衆が研鑽(けんさん)・理解できる環境になった。このような時代の変化を踏まえ、かつて日達上人が御自身の「相承」の内容について「堀(日亨)上人が全部出してしまったので、特別なものは何もない」と述懐されたのは、非常に率直な心情の吐露(とろ)であろう。また、日顕自身も「相承の内容をいえば、あゝそういうことなのかと、みんなも分かっていることだ」という意味の話をしており、これらの事実は多くの宗内僧侶が知るところである。それゆえ、現在、法主のみに伝わる神秘的な法門などは存在しない。

にもかかわらず、日顕は昨年の教師講習会で、まだ非公開の「金紙(こんし)相承」「金口(こんく)相承」があるなどと詭弁(きべん)を弄(ろう)しているが、「相伝」の核心たる「三大秘法」の文底法門はすでに日寛上人の『文段』『六巻抄』等に詳釈(しょうしゃく)し尽くされており、それ以外に、もはや重要な法義内容などあろうはずもない。

また、宗門の一部では、法主が御本尊の権能を独占する根拠として、「法体の血脈」なるものが法主のみに「唯授一人(ゆいじゆいちにん)」の形で伝わると説いているが、一切衆生の成仏の血脈を説かれた大聖人の法義から見れば明らかな邪義であり、速(すみ)やかに訂正すべきである。すなわち「法体の血脈」という時、日寛上人が「別付(べつぷ)の法体とは則ち吾山(ござん)に秘蔵する本門戒壇の大御本尊是なり」(『弁惑くべんわく>観心抄』二二二ページ)と述べるがごとく、「法体」とは大御本尊のことである。であるならば、日寛上人が『当体義抄文段』に「法の本尊を証得(しょうとく)して、我が身全く本門戒壇の本尊と顕(あらわ)るるなり(中略)題目の力用に由るなり」(『日寛上人文段集』六八三ページ)と示される通り、大聖人の仏法においては「題目の力用」によって、誰も等しく「法体」の大御本尊を証得し、その時には「我が身全く本門戒壇の本尊と顕るる」のである。全ての門下僧俗は法主も含め、ただ信心唱題によってのみ「法体の血脈」を受けるのであって、決して法主一人に「法体」が伝わるわけではない。「法体」すなわち「本尊」は法主の専有物ではなく、「信心」のあるところ、全民衆に開かれているのである。

結論として、大聖人の仏法の法義の上から、法主だけが御本尊の権能を独占する根拠はどこにもなく、大聖人からの「信心の血脈」を受け継ぐ創面学会の御本尊授与は、全く仏法の道理に適(かな)った正当な行為である。

一、大聖人直結の信心を貫かれた日寛上人の御本尊は、学会が授与するにふさわしい御本尊である。

日寛上人は寛文五年(一六六五年)に群馬県館林で出生され、天和三年(一六八三年)に十九歳で出家。以後、行学に精進を重ね、享保三年(一七〇八年)、第二十六世の法主になられた。生涯の内に『六巻抄』や御書の文段等数々の教学書を著(あらわ)され、初めて大聖人の正統教学を体系化された英邁(えいまい)な法主として、つとに有名である。戸田第二代会長は日寛上人の教学に全幅の信頼を寄せられ、常々「教学は日寛上人の時代に還(かえ)れ」と叫ばれていた。信心も極めて堅固(けんこ)であられ、保身と安逸(あんいつ)から大聖人滅後の邪義が次第に横行しつつあった当時の宗門にあって、どこまでも「大聖人直結」「御本尊根本」「広布根本」の正道を貫かれた方である。

すなわち第一に、日寛上人は、信心修行においては、常に大聖人の御振舞いを基準とされた。『開目抄愚記』には「『身命を愛せず但(ただ)無上道を惜しむ』とは、即ちこれ宗門の菩提心なり。蓮祖(れんそ)既(すで)に爾(しか)なり。末弟如何ぞこの願を立てざる。励むべし励むべし」(『日寛上人文段集』一一七ページ)と御教示されている。

第二に、上人は御本尊の功力を深く信解された「御本尊根本」の法主であられた。「祈りとして叶(かな)わざるなく、罪として滅せざるなく、福として来(きた)らざるなく、理として顕(あらわ)れざるなきなり」(同四四三ページ)と絶対の確信をもって他に勤(すす)められ、自らも徹して唱題に励まれた。『報恩抄文段』には「題目百五十万返口唱(くしょう)」(同四四〇ページ)をされた旨を記されており、また『父母報恩談義』には父母の恩を報ずるために七年間で二千万遍の唱題をされたと言われている。因(ちな)みに、日寛上人は大石寺内に「常唱堂」を建立され、常に唱題を絶やさぬようにされたとも言われている。

第三に、誰よりも「広宣布布」を願う法主であられた。「自讃毀他(じさんきた)」が禁じられ、表だつた布教ができない江戸時代にあつても、日寛上人

は「心に折伏を忘れて四箇(か)の名言を思わざれば、心が謗法に同ずるなり。口に折伏を言わざれば、口が謗法に同ずるなり」(同七六七ページ)と堂々と叫ばれ、「大聖人直結」の弟子として、他門下に「破邪顕正」の筆戦を挑(いど)まれた。しかも、それら入魂の著作は全て「以後世の弟子に贈る此(これ)は是(これ)偏(ひとえ)に広宣流布の為なり必ず其(その)近(ちかき)を以て之を忽(ゆるがせ)にすべからず」(『依義判文抄』『富士宗学要集』三一〇三ページ)と、きたるべき順縁広布の時代に思いを馳(は)せつつ残されたものである。「順縁広布、何ぞこれを疑うべけんや。時を待つべきのみ」(『日寛上人文段集』二三四ページ)――。この叫びのままに、広布の時のため、盤石なる基礎を確立せんと奮闘された真金の「大聖人直結」の弟子が、日寛上人であられた。極言するならば、日寛上人が生涯をかけて築かれた信心の遺産の全ては、まさに今、仏意仏勅を受けて世に出現し、未曾有の世界広布を成し遂げんとする創価学会のためにあったといつてよい。

このたび、日寛上人の御本尊が奇しくも淨園寺(じょうえんじ)に現存し、時を得て学会からお形木御本尊として世界に流布されるということは、まことに不可思議な仏法上の因縁を感じる。私どもは、ひとえに御仏意であり、また他ならぬ日寛上人御自身の誓願によるものと謹(つつし)んで拝信する次第である。

一、創価学会が授与する御本尊には、厳然たる功德が備わる。

今回、学会が会員の方々に授与するお形木御本尊は、日寛上人が大聖人出世の本懐たる「戒壇(かいだん)の大御本尊」をお写しされた御本尊である。ゆえに、「大御本尊根本」の信心はいささかも変わらず、当然、これまでの御本尊と功德においてなんら違いはない。また、**末寺の寺宝の御本尊をお形木にして、有縁の御信徒に下付することは、宗門でも過去に先例があり、手続き上も何らの問題もない。**あえて今回の御本尊が宗門の御本尊と異なる点をあげるなら、「当代法主の許可」を得ていないことである。いわゆる「御本尊の『法水(ほつすい)』は法主から来ている」という論からいえば、「法主の許可のない御本尊は『法水』がない」ということになる。しかし、そのような法義は大聖人の御書のどこを拝しても見当たらず、後世の門人によって作られた邪説に過ぎない。**日寛上人は、「信心に依(よ)りて御本仏より法水を受く」**(『富士宗学要集』一一一七六ページ)、「**法水の本仏より信者に通ふ**」(同)と御指南されている。我々は、これまで代々の法主から御本尊の「法水」を受けてきたわけではない。あくまで**自らの「信心」によって、御本仏から直接に「法水」を受けているのである。**

しかれば、「大聖人直結」の清浄な信心を貫く学会には、御本仏日蓮大聖人よりの「法水」が脈々と流れており、その一大和合僧団の権能において、流布される今回の御本尊に、御本仏の「仏力」「法力」が備わらないわけがない。

百万の贅論(ぜいろん)を尽くすよりは「現証にはすぎず」(御書一四六八ページ)である。「破門」から約二年が過ぎようとしている現在、学会総体は隆々(りゅうりゅう)たる発展の足跡を刻み、社会に見事な実証を示し、名実ともに世界宗教へと加速度を増して飛翔(ひしょう)しつつある。個々の会員の方々も、日々御本尊の絶大なる功德に浴している。各地の友人葬では、御書の御金言どおりの見事な成仏の姿に接し、ますます学会の正義を確信する方々が多い。

こうした現実の姿に照らしても、学会は厳然と御本仏からの「法水」を伝受しており、今回の御本尊の絶大な功德は推して知るべしであろう。

また、「開眼」について付言しておきたい。**御本尊に本来、特別な「魂入れ」のようなものは一切必要ない。「信力・行力を励む則(とき)は仏力・法力に由り、即ち観行成就する」**(『日寛上人文段集』四五五ページ)と日寛上人が示される通り、あくまで拝する側の「信力」「行力」によって、御本尊の「**仏力」「法力」は発現する。これが本来の「開眼」の意義である。**

日寛上人が「其の墨質(ぼくじつ)を尊んで本尊となすにあらす其の字體(じたい)を崇(あが)めて本尊となすにあらす尊む所は只だ其の正意のみ崇むる所は只だ其眞理(しんり)のみ」(『弁惑観心抄』二〇二ページ)と述べているように、御本尊には御本仏の「正意」・宇宙法界の「眞理」が図顕されている。御本尊が「正境」と呼ばれるのは、この意味である。

ゆえに、**もったいない表現ではあるが、御本尊はそれ自体においては、いまだ「無限の可能性を秘めた紙墨(しぼく)」と言わざるを得ない。しかし、拝する我々に正しき「信心」と「実践」があれば、御本尊の「仏力」「法力」は即座に発現し、御本尊自体が「草木成仏」の姿を現じられる。**その時は、日寛上人が「草木成仏の両義を暁(さと)れば、則ち今安置し奉る処の御本尊の全体、本有無作(ほんぬむさ)の一念三千の生身の御仏なり。謹んで文字(もんじ)及び木画と謂(おも)うことなかれ」(『日寛上人文段集』四七〇ページ)と仰せのように、御本尊は即「生身の御仏」と「開眼」される。所詮、**御本尊を「開眼」するものは一人一人の「信心」に他ならず、いかなる御本尊も「信心」があって初めて、御本尊としての功德を備えるのである。**

以上の理由により、今回、学会が授与するお形木御本尊に厳然たる即身成仏の功德が備わることは、自明である。

一、学会の御本尊流布は、必然的な「時」の流れである。

『佐渡御書』に云く、「仏法は摂受(しょうじゅ)・折伏時によるべし」(御書九五七ページ)と。諸御書にお示しのごとく、末法の今日は「折伏の時」である。

しかし、この折伏においては、さらに「法体の折伏」と「化儀の折伏」という二様がある。

すなわち、先に拝した『観心本尊抄』の「当(まさ)に知るべし此の四菩薩折伏を現ずる時は賢王と成つて愚王を誡責(かいしやく)し摂受を行ずる時は僧と成つて正法を弘持す」(御書二五四ページ)との御教示は、第一の項目で論じたように、未来出現の「賢王」すなわち創価学会の「化儀の折伏」に望んで、「僧」であられる大聖人の「法体の折伏」を「摂受」とされたのである。総じていえば、大聖人御一人にとどまらず、宗門僧侶の使命はこの「法体の折伏」という「折伏の上の摂受」にあったといえる。事実、宗門七百年の歴史を振り返ると、広布の時に備え、どうか大御本尊を護持してきた「折伏の上の摂受」の時代であったと言わざるを得ない。日淳上人はそれゆえ、「七百年の歴史は一に広宣布を待望しつつ堅く護持してきた時代と申すべきでありましょう」(『日淳上人全集』一六二二ページ)と述べておられる。

しかしながら、「賢王」の団体・創価学会の出現によって情勢は一転し、待望の「化儀の折伏」「折伏の上の折伏」の時代に突入したのである。日淳上人は続けて、「開宗七百年を転期として一大流布に入つたということは正法流布の上に深い約束があるのではないかと感ぜられるのであります。これを思うにつけても創価学会の出現によつて、もつて起つた仏縁(ぶつえん)に唯(ただ)ならないものがあると思います」(同ページ)と示されている。すなわち、日淳上人は、創価学会こそ仏意弘勅の広宣布の団体であり、学会の出現によって、仏教史を画する劇的変化が起こったことを、鋭く看破(かんぱ)されたのである。それは、「将来の歴史家に立宗七百年以前は宗門の護持(ごじ)の時代とし、以後を流通(るつう)広布の時代と定義するであろう」(同一六二〇ページ)と予見されているように、僧侶中心の「護持の時代」から民衆中心の「流通広布の時代」への歴史的移行であった。

してみれば、「流通広布の時代」においては、あらゆる化儀(けぎ)は僧侶主体から民衆主体へ、閉鎖から解放へ、差別から平等へ、と変化するものが必然である。にもかかわらず、いまだに僧分の法主が化儀裁定権を独占し、なかならず御本尊の権能を専有している現実、学会出現以前の「護持の時代」の残滓(ざんし)というべきである。譬(たと)えていうなら、仏法上の「時代錯誤(さくご)」である。「護持の時代」にあつては、大御本尊を正しく伝しゆくことに最大の主眼があつたがゆえに、教団の分裂を防ぎ、とりわけ「本尊雑乱」を防ぐためには、本尊に関する権能を「唯授一人」の形式で集中させておく必要があつたのである。室町期の日有上人が「門徒の首長計り伝へて本尊を書くべし余(よ)は書くべからず二仏並出(へいしゅつ)と云云」(『雑々聞書』『富士宗学要集』二一六三ページ)と仰せられ、「二仏並出」という法義的混乱を防ごうとされたことは、「護持の時代」にあつては、おそらく最善の選択だつたであろう。その意味から、私どもは、これまでの宗門の御本尊護持のあり方を全面否定するものではない。だが、「流通広布の時代」の今日、「唯授一人」の法主が御本尊に関する権能を独占する形態の功罪を問えば、むしろ「罪」の方が大きいと言わざるを得ない。その「罪」の最たるものは、今回、日蓮が自己の低次元な感情に囚(とら)われ、学会員に対する御本尊下付を高圧的、一方的に停止したことである。いわば、御本尊に関する権能の「乱用」であり、あろうことか仏法利用の「食法餓鬼(じきぼうがき)」の法主が宗門に出現してしまったのである。一方、学会員各位にあつては、「御本尊根本」の信心の浸透と、本尊義の眼目たる三大秘法の教義研鑽が、徹底して行われている。このことは、まことに前代未聞の出来事である。換言すれば、法主の指南を待つまでもなく、民衆一人一人が主体的に自らの信心と道理に基づいて、御本尊の意義を認識できるようになつたのである。

ここに、一人の絶対者たる法主が御本尊の大権を所有し、教団を統率していた草創の「護持の時代」は終わりを告げ、いよいよ「一閻浮提総与」との大御本尊の意義にふさわしく、広宣布の和合僧団・創価学会が御本尊を護持し、流通していく「時」を迎えたと、私どもは確信して止まない。

『報恩抄』に云く「日蓮が慈悲曠大(こうだい)ならば南無妙法蓮華経は万年の外・未来までもながるべし」(御書三二九ページ)と。日淳上人がいみじくも「学会の出現がなければ、今ごろ宗門は潰(つぶ)れていた」と述懐されたように、創価学会の出現がなければ、日蓮正宗は信仰面でも物理的にもとつと滅んでいただろう。学会があればこそ、日蓮大聖人の仏法の偉大さが世界に広く証明され、御書の御金言が現実のものとなり、正宗は曲がりなりにも一教団の体面を保つてこれたのである。まことに学会の存在自体、御仏意の賜物(たまもの)といえよう。

結するに、私ども日蓮正宗改革同盟、青年僧侶改革同盟の僧侶一同は、今般の学会による御本尊授与を「日蓮が慈悲曠大」なるがゆえの御計らいと信じ、これよりは宗祖大聖人の末弟として、学会の御本尊授与の聖業に心から賛同し、ともに世界広布へ責任をもって邁進(まいしん)しゆくことを、仏祖三宝尊に対し奉り、謹んで宣誓(せんせい)するものである。

以上